

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特定任期付職員の給料月額を改定することにした。
- 2 特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めることにした。
- 3 この条例は、公布の日（令和6年11月29日）から施行し、令和6年4月1日から適用することにした。ただし、一部の規定は、令和6年12月1日から施行することにした。

（総務局人事部給与課）